

## まちづくり

\*\*\*\*\*

提案・意見

伊勢内宮へのシャトルバスについて

身体障害者の〇〇です。1月13日（日）12時30頃に伊勢神宮内宮への参拝に行きましたが、混雑していてシャトルバスが運行していました。私の場合、難病と身体障害のため、バスに乗ることができません。それで、身体障害者手帳を見せましたが、理解して貰えませんでした。

他の駐車場まで誘導して欲しかったのですが、警備員さんに「先に行くことはできない」、また感情的に「帰れ、Uターンしろ」と命令されました。見ていた若いアルバイト（学生アルバイト？）の方が心配してくれたのですが、お年寄りの警備員は意見を曲げませんでした。

結局、伊勢市内の伊勢うどん屋で食事をして帰ることにしました。

伊勢湾岸、伊勢自動車道を利用（往復約8,000円）して、わざわざ伊勢神宮内宮へ参拝に来たのに、このような仕打ちには腹立たしいです。

車椅子の方、義足の方、身体障害者でも、伊勢神宮内宮への参拝が可能になるように提案します。

## 回答

この度は、遠路はるばる伊勢へお越しいただいたにもかかわらず、大変不快な思いをされましたこと、深くお詫び申し上げます。

身体障がい者の方の誘導につきましては、年末年始の交通規制が実施されている場合においても、台数の限りはございますが、身体障害者手帳をお持ちでご提示いただきますと、内宮前のおもいやり駐車場へ誘導させていただいております。

また、そちらが満車の場合は、ご事情と駐車場の状況を考慮したご案内をさせていただいているところです。

しかしながら、今回、当方の適切な誘導がなされなかったことにより、本来のご旅行の目的を達成することなくご帰宅をされたとのこと、心が痛むばかりです。

いただきました内容は、市が誘導警備を委託しております警備会社へも伝え、同様の事案の再発防止の徹底とともに、市といたしましても今後は適切な対応をお約束させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

担当課

交通政策課（2019年1月回答）〔1/21～25〕

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

政務活動費について

市議会の政務活動費の使用は各地で見直されています。議員のなり手がなく議員年金を復活するという話もあります。

伊勢市は市議一人にいくら支給されているのでしょうか。又前払いしているのでしょうか。

使い切るとい根性が市民からすると見苦しい。自分で払い後払いという手もあります。

確か尾鷲市は政務活動費をなくしたと記憶しています。間違っていたらごめんなさい。

## 回答

伊勢市議会では、市議一人に月額3万円を所属する会派単位で、毎年度4月に12箇月分を交付しています。

ご指摘のとおり、尾鷲市議会では平成30年度から政務活動費を廃止しておりますが、政務活動費については、地方自治法第100条第14項及び伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付しているものです。

なお、交付に当たっては、条例及び条例施行規則に基づき、政務活動費の運用マニュアルを作成し、収支報告書や領収書の提出など、適正な運用と使途の透明性の確保に努めております。

また、未使用額に関しては、全て市に返還しています。

以上、市議会の政務活動費について、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当課

議会事務局（2019年1月回答）〔1/21～25〕

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

伊勢市は憲法で規定されている政教分離を意識しない不謹慎だ

伊勢市は憲法で規定されている政教分離を意識しない不謹慎な行為を行った役人を放置してはだめだ。！

下記の通り報道されているが、市役所の一般役人や部課長級幹部は何を考えているのか。

下記行為を実行した役人と、下記行為を立案・決定した部門の責任者（部課長）に対しては厳格な処分が必要ではないか。

憲法に規定されている政教分離の原則に反する行為をしたのだから、処分無はおかしい。

役人があらゆることに関して真面目に真剣に真摯に取り組ませるためには、今回のような不適切な行為を決裁した責任者は降格処分するか、減給五割を一年等の厳しい処分が必要だ。

もし、市民や誰かから、憲法違反で訴えられたら、市民の血税で応訴しなければならない。

法令順守義務違反の再発防止のためにも、伊勢市長は厳格な職員の処分を決断すべきではないか。

市長様のご見解をお伺いする。

（報道内容）

同市などで構成する任意団体が「平成感謝 国民総参宮」と記したのぼり旗を製作し、昨年末から市役所前などに設置していたことが判明した。

## 回答

当市は、神宮とともに形成され、歩んできた歴史があり、他の地域とは異なる性格を有しています。

そして、多くの参拝客が訪れる神宮は、当市の観光施策において、中心的な存在となっています。

そうした中、天皇陛下の御退位、御即位に関連する儀式が国事行為として挙行されることが決定し、皇室と縁の深い神宮が御鎮座する当市といたしましても、市を挙げて感謝と奉祝の思いをお伝えするため、商工会議所、商工会、観光協会の皆様とともに御大礼奉祝委員会を設立いたしました。

御意見をいただいたのぼり旗は、御退位に係る事業の一つとして同委員会が作成したもので、委員会としての熱い思いが表現されたものであり、多くの皆様の目に留めていただきたい、そして観光誘客につながればとの思いから、設置場所の一つとして市役所前への設置を許可しました。

過去においても同様の取組を行ってきた経緯もある中で、前述のとおり のぼり旗の掲出は宗教的な意義を持つものではなく、また特定の宗教を援助、助長するものではないと判断し、設置を許可したのですが、のぼり旗に記載された「国民総参宮」の文言が誤解を招きかねない表現であると御指摘を受けたことを重く受け止めて、撤去させていただきました。

御指摘のとおり、自治体職員の仕事は法令順守が大前提であることはいうまでもありません。

今回の件を教訓に、全職員がこのことを再認識し、慎重に業務に当たってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

担当課

企画調整課（2019年1月回答）〔1/21～25〕